

1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	84	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人航海訓練所	職員の身分	非国家公務員
法人概要	商船に関する学科を置く学校等の学生等に対する航海訓練						
沿革	昭和18.4 逓信省航海訓練所 → 昭18.11 運輸通信省航海訓練所 → 昭和20.5 運輸省航海訓練所 → 平13.1 国土交通省航海訓練所 → 平成13.4 独立行政法人航海訓練所						
中期目標期間	平成23年4月～平成28年3月（5年間）						
				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
役員総数[官庁OB](現役出向)(4/1時点)	5						
常勤役員数	4						
非常勤役員数	1						
常勤職員数[官庁OB](現役出向)(4/1時点)	435						
うち間接部門	25						
うち事業部門	410						
非常勤職員数(官庁OB)(4/1時点)	7(0)						
給与水準【事務・技術職員】(年齢・地域・学歴動案)	103.9(105.1)						
給与水準【研究職員】(年齢・地域・学歴動案)	—(—)						
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
国からの 財政支出額 の推移 (百万 円)	予算/決算	決算	決算	決算	決算	当初予算	
	一般会計(百万円)	5,951	6,058	5,738	5,646		
	うち運営費交付金	5,951	5,608	5,288	5,196		
	うち施設整備費補助金	—	—	—	—		
	うち施設整備以外の補助金・交付金	—	450	450	450		
	うち委託費	—	—	—	—		
	うち出資金	—	—	—	—		
	特別会計(特会名)(百万円)	—	—	—	—		
	うち運営費交付金	—	—	—	—		
	うち施設整備費補助金	—	—	—	—		
	うち施設整備以外の補助金・交付金	—	—	—	—		
	うち委託費	—	—	—	—		
	うち出資金	—	—	—	—		
	計	5,951	6,058	5,738	5,646		
支出額の推移(百万円)	6,045						
収入額の推移(百万円)	6,139						
国の財政支出/収入額(%)	96.9						
財務データ (平成24年度、百万 円)	資産合計	5,486	うち流動資産	1,331			
	負債合計	2,628	純資産合計	2,858	うち利益剰余金	3	

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	84	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人航海訓練所
-----	----	----	-------	-----	-------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容 及び ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)		
			内訳	(名称)	(額)	法人名	額
			合計				
航海訓練事業	<p>商船に関する学部を置く国立大学（2校）、商船に関する学科を置く国立高等専門学校（5校）及び独立行政法人海技教育機構（8校）等の船員教育機関から、毎年延べ2,000名の学生及び生徒を受け入れ、5隻の練習船により所定の航海訓練を実施し、国際条約に基づく船舶職員資格の取得に必要な能力要件を満たす外航船員及び内航船員を養成している。</p> <p>また、訓練方法の改善に資するため航海訓練等に関する研究のほか、将来の海運を支える船員の後継者の確保に資するための海事思想の普及等、附帯する業務を行っている。</p> <p>航海訓練所は、個々の大学・高専等の船員教育機関が個別に練習船を所有し乗船訓練を実施するのは非効率的であることから、すべての船員教育機関の訓練を一元化し、公平・中立的立場から、専用練習船の乗り合い方式で効率化を図るため設立され、現在に至っている。</p> <p>【関係法令等】 ・独立行政法人航海訓練所法第3条、第11条</p>	5987	合計		5,989		
			国費	運営費交付金	5,288		
				船舶建造費補助金	450		
			自己収入	(特許・入場料等収入の内訳別に於て記入)	251		
			合計				
			国費	運営費交付金			
				施設整備補助金			
				〇〇費補助金			
				〇〇委託費			
				〇〇出資金			
			自己収入				
			合計				
			国費	運営費交付金			
				施設整備補助金			
				〇〇費補助金			
				〇〇委託費			
				〇〇出資金			
			自己収入				
			合計				
			国費	運営費交付金			
				施設整備補助金			
				〇〇費補助金			
				〇〇委託費			
				〇〇出資金			
			自己収入				

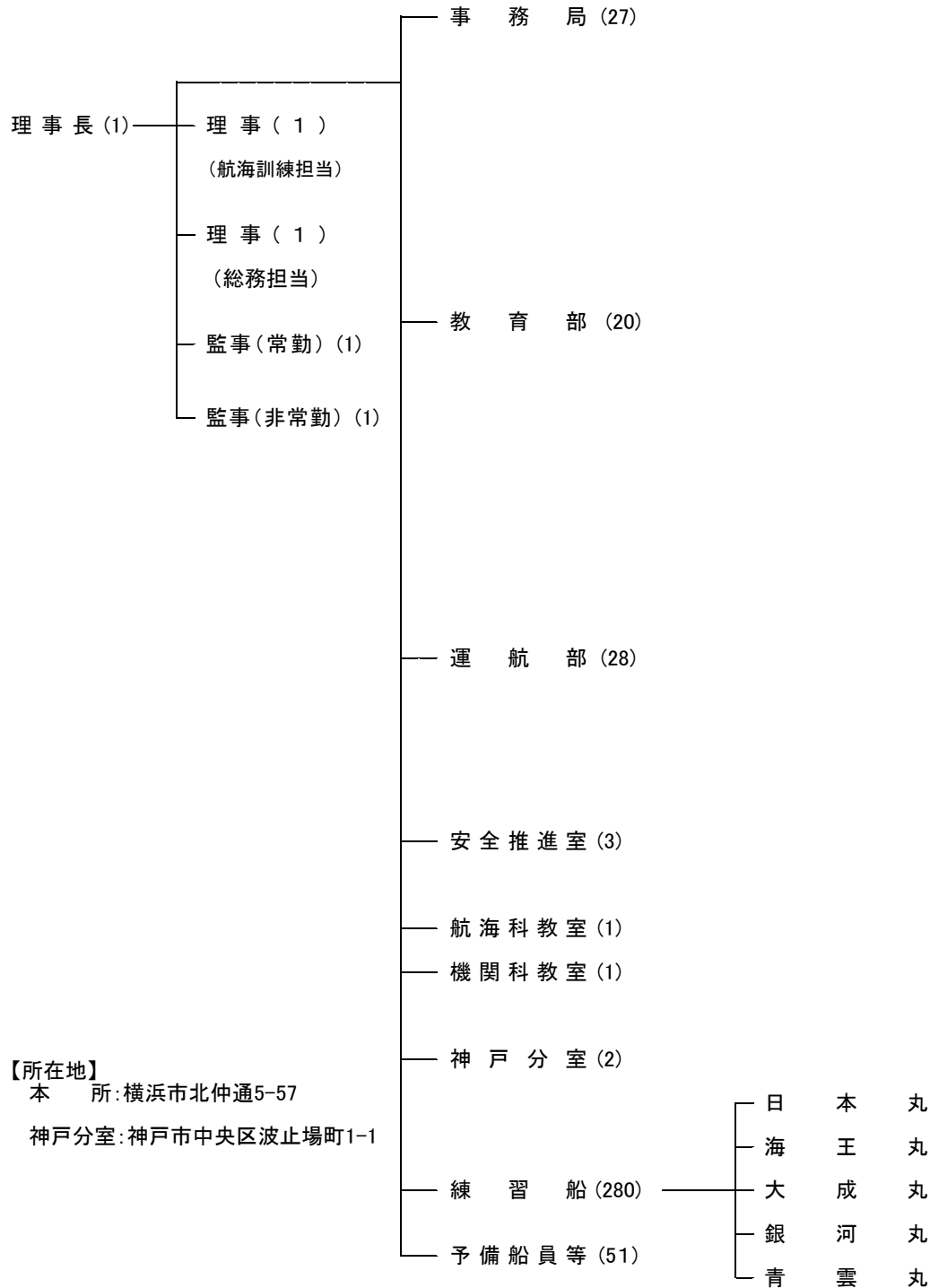
○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳） 〈平成24年度決算合計〉

特別会計	法人合計（百万円）	合計		
		〇〇特別会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
		該当なし		

1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	84	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人航海訓練所
-----	----	----	-------	-----	-------------

○組織図及び職員数(平成25年度)



合計 423 人 ただし、各組織の人数は併任を含む

<記載要領>

・組織図を明記の上、各部門、機関の実員(平成25年4月1日現在)を括弧内にご記入頂くとともに、所在地を明記してください。

No.	84	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人航海訓練所
-----	----	----	-------	-----	-------------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

船員の確保・育成は、海洋基本法及び海洋基本計画において、効率的かつ安定的な海上輸送の確保を図るため、国の責務として、業界のニーズに応じた即戦力・実践力を備えた船員の養成等の諸施策を講ずることとされており、また、海上運送法に基づく「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針」により、官民挙げて取り組んでいるところである。

四面を海に囲まれた我が国において、海運は輸出入貨物輸送の99.7%、国内貨物輸送の40.7%を担っており、我が国の経済活動・国民生活にとって必要不可欠であり、内航海運においては船員の高齢化や若年船員の確保への対応、外航海運においては日本人船員の確保という喫緊の課題を抱えている。

また、東日本大震災直後には、外国船が日本寄港を敬遠したことに加えて、内航海運が緊急物資輸送の中核を担ったことなどから、改めて海上輸送を担う日本人船員の確保・育成の重要性が認識されたところである。

航海訓練所においては、商船系船員教育機関15校（国立大学（2校）、国立高等専門学校（5校）及び海技教育機構（8校））から年間延べ2,000人の学生を一元的に受け入れ、5隻の練習船により効率的に乗船実習を実施し、国際条約の基準を満たす知識及び技能を習得させて、外航業界及び内航業界に輩出している。

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

（メリット）

○弾力的な財務運営や組織・人事管理の自律性を有効活用し、主たる業務である船員養成を効果的、効率的に実施できるよう努めている。

（デメリット）

○運営費交付金は、状況変化と関わりなく一律に減らすこととされているため、近年は必要な施設等の維持・管理に支障を来す状況まで来ている。例えば独法による自己収入の増加という自助努力が交付金の算定に考慮されるような仕組みを望みたい。

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
国土交通省	354	(独)航海訓練所運営費交付金
国土交通省	355	(独)航海訓練所船舶建造費補助金

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務（調達、給与、研修など）、庁舎管理業務、システム関連業務

業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
	該当なし		

②①以外の業務

業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
	該当なし		

No.	84	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人航海訓練所
-----	----	----	-------	-----	-------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

(1) 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>支部・事業所の見直しとして、連絡調整室（東京）を平成20年度中に廃止する。</p> <p>船隊構成の見直しとして、内航船員教育を効率的に実施するため、大型タービン練習船を代替するに当たっては、その費用をできる限り抑制するよう努めつつ、平成23年度までに、小型練習船への代替を実現する等運営合理化を積極的に実施する。</p>
② これに対する現時点での考え方	<p>連絡調整室（東京）は平成20年8月31日をもって廃止し、その業務を横浜本部へ移管した。</p> <p>小型練習船の導入について、内航業界を含めた「大成丸代船建造調査委員会」を設置し、練習船の仕様、内航海運業界からの要望も踏まえた教育訓練の内容、それを実現するための練習船の設備、養成規模の推移、さらには、導入のための予算措置について検討を行い最終とりまとめを作成し、平成24年度より建造に着手した。（平成26年4月就航予定）</p>
(2) 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>航海訓練所及び海技教育機構の2法人を統合し、人材育成型の成果目標達成法人とする。</p> <p>統合後の法人は、船員養成を一層効果的・効率的に行う観点から、商船系国立大学、商船系高等専門学校及び関係者との間で一層の連携強化を図り、他の船員養成機関とともに各機関が有する施設や機能の一体的な運用を行う。</p> <p>海運業界を始めとする関係者の受益者負担について、その在り方を整理し、人的・物的協力を含む適切な負担の拡大を図っていく。</p>
② これに対する現時点での考え方	<p>海技教育機構は船員養成のための座学を実施し、航海訓練所は海技教育機構及び文部科学省所管の商船系大学・高専や業界からのニーズに対応して練習船による乗船実習を実施しており、両独法の業務内容には基本的に重複がなく、統合によるシナジー効果は期待できない。さらに両独法の立地は分散しており、総務・管理等の本部機能の統合による縮減効果も限られる一方、教育の現場と責任ある本部機能が分離することで教育実施上の弊害も懸念される。</p> <p>船員の確保・育成については、海洋基本法及び海洋基本計画において、効率的かつ安定的な海上輸送の確保を図るため、国の責務として業界のニーズに応じた即戦力・実践力を備えた船員の養成等の諸施策を講じることとされており、また、海上運送法に基づく「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針」により、官民挙げて取り組んでいるところである。同時に、両独法においては船員養成の効率的・効果的な実施のため、関係者を交えて議論した結果、それぞれの独法ごとに国、海運業界、教育機関、学生等の関係者の応分の負担により一体となって取り組んでいるところである。</p> <p>なお、東日本大震災直後には、外国船が日本寄港を敬遠したことに加えて、内航海運が緊急物資輸送の中核を担ったことなどから、改めて海上輸送を担う日本人船員の確保・育成の重要性が認識されたところである。</p> <p>このように国を挙げて取り組む課題である船員の確保・育成に、両独法がそれぞれの関係者と一体となって自助努力を行っているところ、両独法を統合することは、文部科学省所管の商船系大学・高専からは公平性・中立性の観点から、内航海運業からは海技大学校と海上技術学校の統合に続く更なる縮小によって内航船員の育成が後退するという懸念から異議が寄せられた経緯があり、関係者の取り組みに大きな影響を与え、政府の方針に基づく政策の着実な遂行に支障を来すおそれがある。</p> <p>海運業界を始めとする関係者の受益者負担については、国、海運業界、教育機関、学生等の船員養成に関わるすべての関係者が、様々な方法で適切に負担し合うこととし、学生の授業料や教育機関が負担する航海訓練に必要な経費等を引き上げることにより、拡大を図ってきたところ。</p>
(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	—
② 対応状況	—

No.	84	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人航海訓練所
-----	----	----	-------	-----	-------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

(4) (1)～(3)を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

〔 個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。 〕

海技教育機構は船員養成のための座学を実施し、航海訓練所は海技教育機構及び文部科学省所管の商船系大学・高専や業界からのニーズに対応して練習船による乗船実習を実施しており、両独法の業務内容には基本的に重複がなく、統合によるシナジー効果は期待できない。さらに両独法の立地は分散しており、総務・管理等の本部機能の統合による縮減効果も限られる一方、教育の現場と責任ある本部機能が分離することで教育実施上の弊害も懸念される。

船員の確保・育成については、海洋基本法及び海洋基本計画において、効率的かつ安定的な海上輸送の確保を図るため、国の責務として業界のニーズに応じた即戦力・実践力を備えた船員の養成等の諸施策を講ずることとされており、また、海上運送法に基づく「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針」により、官民挙げて取り組んでいるところである。同時に、両独法においては船員養成の効率的・効果的な実施のため、関係者を交えて議論した結果、それぞれの独法ごとに国、海運業界、教育機関、学生等の関係者の応分の負担により一体となって取り組んでいるところである。

なお、東日本大震災直後には、外国船が日本寄港を敬遠したことに加えて、内航海運が緊急物資輸送の中核を担ったことなどから、改めて海上輸送を担う日本人船員の確保・育成の重要性が認識されたところである。

このように国を挙げて取り組む課題である船員の確保・育成に、両独法がそれぞれの関係者と一体となって自助努力を行っているところ、両独法を統合することは、文部科学省所管の商船系大学・高専からは公平性・中立性の観点から、内航海運業からは海技大学校と海上技術学校の統合に続く更なる縮小によって内航船員の育成が後退するという懸念から異議が寄せられた経緯があり、関係者の取り組みに大きな影響を与え、政府の方針に基づく政策の着実な遂行に支障を来すおそれがある。

航海訓練所ではこれまでも、時々の政策課題に照らし政策効果を最大化させる観点から、評価委員会等を活用しつつ各事業の必要性の検証や実施体制の効率化に取り組んできたところ、引き続き不断の見直しを行っていく考え。

No.	84	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人航海訓練所
-----	----	----	-------	-----	-------------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

2（4）財政規律、報酬・給与等の見直し及び情報公開の充実

①財政運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進

○「運営費交付金の算定に当たり、自己収入の目標を達成した場合に増加分の一定割合を控除しないこととする。一方、目標不達成の場合には、運営費交付金の算定の際に、事務・事業の内容や継続性等を踏まえて運営費交付金の削減を総合的に判断する。」

<意見>

自己収入拡大への取り組みに対する更なるインセンティブを与えるために、「増加分の一定割合を控除しないこととする。」ではなく、自己収入の目標を達成した場合の増加分の全てを控除しないことを検討いただきたい。